

令和3年5月31日

理事長 境 勉 殿

監事 山 際 宏 治

令和2年度の財務諸表及び業務に関する監査結果（報告）

地方公務員災害補償法第9条第3項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金の業務に係る令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）並びに同年度の本部及び支部の業務について監査を実施したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

第1 監査の方法及び内容

1 本部の監査

関係課から令和2年度決算に係る財務諸表等について報告を受け、その正否を検証するとともに、必要に応じて説明を求めた。

また、同年度の業務の執行状況に関して、幹部会議等に出席したほか、関係課から報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 支部の監査

令和2年度監査計画に基づき、監査対象24支部（後掲）の収支状況及び会計経理に関する書類についてその正否を検証するとともに、業務の執行状況について実地監査を行った。

第2 監査の結果

1 本部の監査

監査の結果、令和2年度決算に係る財務諸表は、正しく表示され、かつ、その内容は適正なものであると認める。

また、同年度の本部業務の執行状況についても、Covid-19感染拡大防止のための国

等の方針に沿った対応を第一義とし、部分的には計画どおりに実施することができなかつた事業も認められるものの、全体として適切妥当であったと認める。

2 支部の監査

監査の結果、監査対象 24 支部の収支状況及び会計経理に関する書類については、正しく表示され、その内容は適正なものであり、支部業務の執行状況についても、おおむね適切妥当なものと認められ、監査の結果、改善を要するとした事項に関しては、各該当支部において検討された対処方針及び対応案について、追報を受けた。

(令和 2 年度の監査対象支部)

福島県支部、栃木県支部、茨城県支部、群馬県支部、長野県支部、埼玉県支部、東京都支部、富山県支部、石川県支部、福井県支部、静岡県支部、大阪府支部、鳥取県支部、島根県支部、広島県支部、山口県支部、高知県支部、宮崎県支部、京都市支部、福岡市支部、広島市支部、さいたま市支部、浜松市支部及び相模原市支部（24 支部）

以上